

平成19年4月9日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社 代表者名 執行役社長 船 井 哲 良 (コ-ド番号 6839 東証・大証第一部) 問合せ先 IR・広報部 高中 直幸 (TEL. 072-870-4395)

追徴税額の会計処理に関するお知らせ

船井電機グループは、香港を拠点として経済活動を展開していますが、大阪国税局は 平成17年6月28日付で当社の香港子会社に対しましてタックスへイブン対策税制を適 用し、過去3年分について追徴税額約191億円(附帯税を含む)にのぼる更正処分をい たしました。当社は、この処分は不当な課税であり、承服することはできないため不服 申立等の手続きを経て、現在、大阪地方裁判所にて更正処分の取消請求訴訟を行ってお ります。訴訟等の過程で当社の正当性が明らかになり、勝訴するものと判断し、この追 徴税額については「長期仮払税金」として会計処理を行い、平成17年9月中間決算期 以降、当社の会計監査人であるみすず監査法人(旧中央青山監査法人)から無限定適 正意見の監査報告書を受領しておりました。

これに関連しまして、日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)より、平成 19 年 3 月 8 日付けで、監査委員会報告第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」が公表され、追徴税額については原則的に追徴を受けた事業年度の費用として処理する方法が明文化されました。明文化された文言についてみすず監査法人と協議を重ねた結果、今回公表された委員会報告第 63 号に従って上記の「長期仮払税金」を取り崩し、当事業年度において「過年度法人税等」として処理することといたします。この影響で当期純利益は大幅に減少することとなりますが、これは追徴税額の会計処理の見直しに伴う一時的なものであります。

なお、上記の会計処理は、現在進行中の取消訴訟に対する当社の方針には一切関係な く、今後も訴訟等で当社の正当性を主張していく所存であります。

また、平成 19 年 3 月期業績につきましては現在精査中であり、結果が固まり次第お知らせいたしますが、配当政策につきましては平成 18 年 11 月 8 日の中間決算短信に記載している内容から変更はございません。